

精神保健福祉相談・酒害相談のご案内

若松区役所高齢者・障害者相談係では、さまざまなところの問題について、保健・医療・福祉に関する情報提供などの相談支援事業を行っています。ご自身だけでなく、ご家族や身近な方からのご相談もお受けし、精神科医や酒害相談員などが個別に応じています。（秘密厳守・予約制・無料）

《開催日》
 毎月第2・4金曜日
 13:30～15:30（予約制）
 ※酒害相談は第4金曜日のみ

＜お問合せ＞

若松区役所保健福祉課
 高齢者・障害者相談係

電話：751-4800（直通）
 住所：〒808-8510
 若松区浜町1-1-1

		精神相談	精神相談 酒害相談	
平成29年	4月	14日	28日	
	5月	12日	26日	
	6月	9日	23日	
	7月	14日	28日	
	8月		25日	
	9月	8日	22日	
	10月	13日	27日	
	11月	10日	24日	
	12月	8日	22日	
	平成30年	1月	12日	26日
		2月	9日	23日
		3月	9日	23日

